

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

番号	譲受(借)人	譲渡(貸)人	申請の土地	地目	面積(m ²)	転用目的	周囲の状況	参照ページ
1	株式会社 [] 代表取締役 []	[]	大槌第23地割字沢山 []、[]、[]、[]、 []	田	1,956	宅地(店舗・駐車場敷地)	役場から約1kmの位置にあり、北西約500mに町立小中一貫教育校、県立高等学校、西約300mに三陸沿岸道路のインターチェンジ出入口がある。当該地域は都市計画法上の第1種住居用地に定められており、震災以降、周囲は宅地化・大型小売店の出店が進んでいる。	8・9 (調査書)
								16 (平面図)
2	株式会社 [] 代表取締役 []	[]	大槌第23地割字沢山 []	田	888	宅地(店舗・駐車場敷地)	同上	10・11 (調査書)
								16 (平面図)
3	株式会社 [] 代表取締役 []	[]	大槌第23地割字沢山 []	田	1,947	宅地(店舗・駐車場敷地)	同上	12・13 (調査書)
								16 (平面図)
4	大槌町 [] []株式会社 代表取締役 []	[]	大槌第5地割字恵水構 []	畑	2,685	切込砂利仮置場 一時転用(3年)	当該地は役場から北西約6kmの位置にあり、東・北が道路を挟んで畑、西が山林、南が雑種地に囲まれている。農振農用地。	14・15 (調査書)
								17 (平面図)

議案第10号 農地法適用外証明願について

番号	申請人	申請の土地	地目	面積(m ²)	転用の時期	備考	位置図ページ
6	大槌町 [] []	吉里吉里第5地割字北田 []、[]	畑 (現況:雑種地)	3,408	平成23年7月頃	東日本大震災による被災者の居住のための応急仮設住宅用地として提供。仮設撤去後は、原則として農地に戻して返却するが、当該地は現況(雑種地)のままで返還していただく。	18

議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項に係る利用権設定について

番号	設定を受ける者	設定する者	利用権を設定する土地	地目	面積 (㎡)	設定する利用権	当事者の法律関係	利用内容	期間	備考	位置図ページ
1	盛岡市神明町 7 番 5 号 公益社団法人岩手県農業公社 理事長 小原 敏文	██████████ ██████████	大槌第 4 地割 ████████、██、██	田	2,457	賃借権	賃貸借	水田	10 年	(自)令和 2 年 9 月 3 日 (至)令和 12 年 1 月 28 日	19
2	盛岡市神明町 7 番 5 号 公益社団法人岩手県農業公社 理事長 小原 敏文	██████████ ██████████	大槌第 4 地割 ████████、██、██、 ██、██、██、████	田	8,107	賃借権	賃貸借	水田	10 年	(自)令和 2 年 9 月 3 日 (至)令和 12 年 1 月 28 日	19
3	盛岡市神明町 7 番 5 号 公益社団法人岩手県農業公社 理事長 小原 敏文	██████████ ██████████	大槌第 4 地割 ████████、██	畑	3,999	賃借権	賃貸借	普通畑	10 年	(自)令和 2 年 9 月 3 日 (至)令和 12 年 1 月 28 日	20
4	盛岡市神明町 7 番 5 号 公益社団法人岩手県農業公社 理事長 小原 敏文	██████████ ██████████	大槌第 3 地割 ████████、████	田	4,179	賃借権	賃貸借	水田	10 年	(自)令和 2 年 9 月 3 日 (至)令和 12 年 1 月 28 日	20
5	盛岡市神明町 7 番 5 号 公益社団法人岩手県農業公社 理事長 小原 敏文	██████████ ██████████	大槌第 9 地割字 ██████████ 大槌第 9 地割字 ████████、████	田 畑	7,048 (うち田 1,533 畑 5,515)	賃借権	賃貸借	水田 普通畑	10 年	(自)令和 2 年 9 月 3 日 (至)令和 12 年 1 月 28 日	23
6	盛岡市神明町 7 番 5 号 公益社団法人岩手県農業公社 理事長 小原 敏文	██████████ ██████████	大槌第 9 地割字 ████████、██、 ████	田	4,036	賃借料	賃貸借	水田	10 年	(自)令和 2 年 9 月 3 日 (至)令和 12 年 1 月 28 日	23
7	盛岡市神明町 7 番 5 号 公益社団法人岩手県農業公社 理事長 小原 敏文	██████████ ██████████	大槌第 9 地割字 ████████、██、 ██、██、██、██、██、██、██、 ██ 大槌第 9 地割字 ██████████	田 畑	11,975 (うち 田 10,093 畑 1,882)	賃借料	賃借料	水田 普通畑	10 年	(自)令和 2 年 9 月 3 日 (至)令和 12 年 1 月 28 日	23
8	盛岡市神明町 7 番 5 号 公益社団法人岩手県農業公社 理事長 小原 敏文	██████████ ██████████	大槌第 5 地割字 ████████、████ 大槌第 6 地割字 ████████、 ████、████	田	15,662	賃借権	貸借料	水田	10 年	(自)令和 2 年 9 月 3 日 (至)令和 12 年 1 月 28 日	21・22
9	盛岡市神明町 7 番 5 号 公益社団法人岩手県農業公社 理事長 小原 敏文	██████████ ██████████	大槌第 9 地割字 ████████、██、 ██、██、██、████	田	6,906	賃借権	賃貸借	水田	10 年	(自)令和 2 年 9 月 3 日 (至)令和 12 年 1 月 28 日	23
10	盛岡市神明町 7 番 5 号 公益社団法人岩手県農業公社 理事長 小原 敏文	██████████ ██████████	大槌第 6 地割字 ████████、████	田	1,834	賃借料	賃貸借	水田	10 年	(自)令和 2 年 9 月 3 日 (至)令和 12 年 1 月 28 日	22
11	盛岡市神明町 7 番 5 号 公益社団法人岩手県農業公社 理事長 小原 敏文	██████████ ██████████	大槌第 4 地割字 ████████、大槌第 6 地割字 ████████、██、████、 ████	田	4,443	賃借料	賃貸借	水田	10 年	(自)令和 2 年 9 月 3 日 (至)令和 12 年 1 月 28 日	19・22

議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項に係る農用地利用配分計画（案）について

番 号	設定を受ける者	設定する者	利用権を設定する土地	地 目	面積 (㎡)	設定する利用権	利用内容	期 間	備 考	位置図 ページ
1	桜木町 7 番 32 号 農事組合法人大槌結ゆい 代表理事 佐々木 重吾	盛岡市神明町 7 番 5 号 公益社団法人岩手県農業公社 理事長 小原 敏文	大槌第 4 地割字 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、 [REDACTED]、 10 筆	田	10,564	賃借権	水田	10 年	(自)令和 2 年 9 月 9 日 (至)令和 12 年 1 月 28 日 ・新規設定	19
2	[REDACTED] [REDACTED]	盛岡市神明町 7 番 5 号 公益社団法人岩手県農業公社 理事長 小原 敏文	大槌第 3 地割字 [REDACTED]、[REDACTED] 大槌第 4 地割字 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 大槌第 5 地割字 [REDACTED]、[REDACTED] 大槌第 6 地割字 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、 大槌第 9 地割字 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、 39 筆	田 畑	60,082 うち 田 48,686 畑 11,396	賃借権	水田 普通畑	10 年	(自)令和 2 年 9 月 9 日 (至)令和 12 年 1 月 28 日 ・新規設定	19～ 23

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

番 号	届出人	届出に係る土地の所在等	地 目	面積 (㎡)	権利取得者の住所氏名	権利を取得した日	備 考
2	大槌町小槌 [REDACTED] [REDACTED]	小槌第 12 地割字 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 小槌第 6 地割字 [REDACTED]	田 畑	2,929	※届出人と同じ	令和 2 年 5 月 31 日	故・[REDACTED]氏からの相続により所有権を取得した。
3	大槌町小槌 [REDACTED] [REDACTED]	小槌第 17 地割字 [REDACTED]	畑	106	※届出人と同じ	昭和 60 年 3 月 31 日	故・[REDACTED]氏から相続により所有権を取得した。